

「由利本荘市ゆりの里交流センター」指定管理者 管理業務 仕様書

由利本荘市ゆりの里交流センターの指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、由利本荘市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、由利本荘市ゆりの里交流センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う施設の管理業務の内容及び履行方法について定めるものとする。

2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理運営するにあたっては、関連条例等に基づき、次に掲げるとおり行うこと。

- (1) 関係設置条例の設置目的に従い管理運営すること。
- (2) 特定の個人や団体等に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 労働基準法ほか労働関係法規を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮をすること。
- (5) 効率的な運営を行うこと。
- (6) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。

3 施設の概要

- (1) 名 称 由利本荘市ゆりの里交流センター
- (2) 所 在 地 由利本荘市前郷字御伊勢下 39 番地 2
- (3) 施設規模 構造 木造平屋建て （延床面積） 865.44 m²

4 開館時間等

- (1) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

ただし、指定管理者が特に必要であると認めたときは、市長の承認を受けて営業時間を変更することができる。

- (2) 休館日

ア 毎月第 1、第 3 火曜日

イ 12 月 31 日

ウ 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

エ 市長がセンターの管理上必要があると認める日。この場合において、市長は、事前に指定管理者に通知するものとする。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

6 法令等の遵守

センターの管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令、規定その他関係法令等に基づき行わなければならない。

なお、本指定期間中に法令、規定その他関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (4) 由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (5) 由利本荘市ゆりの里交流センター条例
- (6) 由利本荘市ゆりの里交流センター条例施行規則
- (7) 由利本荘市施設使用に関する規則
- (8) 由利本荘市個人情報保護法施行条例
- (9) 由利本荘市個人情報保護法施行細則
- (10) その他関連法令

7 業務内容

- (1) センターの利用申請の受付及び利用許可等に関すること

利用許可については、条例及び規則の規定のとおり取り扱うものとする。

なお、市と協議の上、利用許可申請に係る申請者、利用内容等については基準を設け、利用許可の審査を行うものとする。

- (2) センター施設使用料徴収事務に関すること

ア センターの施設使用料にあつては、条例及び規則に基づき徴収するものとし、その収入は指定管理者の収入とする。

なお、条例に基づき施設使用料の変更を求める場合には、事前に市と協議し承認を得る必要がある。また、利用者の見やすいところに、施設使用料金表を掲示すること。

イ 施設使用料の管理について

指定管理者は施設使用料の徴収について、帳簿等に記載して整理し、定期的に報告書を市に提出すること。

ウ 発行済みの回数券等について（指定管理者が変わった場合）

①現在の指定管理者が発行した回数券等がある場合について、次期指定管理者の指定期間中に利用があった場合は、施設使用料相当額を指定管理者が当該指定管理者であった者に請求できるものとする。

②指定期間中に指定管理者が発行した回数券について、指定期間終了後に利用があった場合は、当該指定管理者であった者は、施設使用料相当額を負担するものとする。

(3) 施設利用にあたってのサービス、指導等に関すること

ア サービスに関すること

- ①施設利用の案内業務（電話対応含む）
- ②設置目的に沿わない利用者への退去命令
- ③負傷者、急病人の対応
- ④災害時における避難誘導等の対応
- ⑤年少者、高齢者、障害者等への配慮
- ⑥その他敷地内施設における対応

イ 指導等に関すること

- ①利用者への使用上の注意を説明すること
- ②付属設備、備品等について、利用者が円滑に利用できるよう必要な指導、助言等を行うこと

ウ トラブル対応に関すること

- ①重要事項や指定管理者への要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理し、速やかに市に報告すること
- ②盗難事故及び事件の防止措置をとること

エ その他

施設及び利用者の安全を図ること

(4) その他日常業務

ア 始業及び終了点検など、施設及び設備に係る日常の業務を行う。

イ 防犯上、終了時の施錠は施設建物全体を確認すること。

ウ ゴミの減量化及びリサイクルに努め、衛生環境の確保に努めること。

(5) 施設の維持、管理及び修繕（大規模な修繕は除く）

ア 施設等管理業務について

①定期的に施設、設備及び機器等の巡視を行い、支障が生じている場合は、速やかに修理補修を行うこと。

②保守管理や修繕に必要な知識や技術を有しない場合は、市と協議し、承認を得て、一部を専門業者に委託するなど、施設の機能と清潔の保持に努めること。

③法令に定められた安全上、防災上及び衛生上の設置及び管理基準等に基づき、適正な点検・管理を行うとともに、設備等の機能維持に努めること。

④建物の不具合、雨漏り、壁のひびなどの、施設を管理する上で重大な不具合が発生したときは、速やかに市に報告すること。

⑤1件当たり20万円以上の経費がかかる修繕は市と協議を行った上、市で負担する。20万円未満の修繕は指定管理者が負担する。

⑥災害、その他指定管理者の責めによらない事故等による相当規模の破損の修理にあつては市が行い、当該修繕に要する経費は市が負担するものとする。

⑦上記に掲げる修繕以外の修繕及び施設の維持管理のための修繕にあつては指定管理者が行い、当該修繕に要する経費は指定管理者が負担するものとする。

イ 安全管理業務について

定期的な巡視を行い、利用者の安全指導、緊急時の対応を的確に行うこと。

ウ 外構管理業務について

外構の樹木及び芝生について、肥料施肥・樹木剪定・病虫害駆除・除草・冬囲い・冬囲い解体及び撤去を行うこと。

エ 衛生管理業務について

①施設内での飲食物の提供は、食中毒の発生防止について徹底し、衛生面に十分配慮するとともに、万が一発生した場合は、被害者へ対応や被害拡大の防止等に適切に対応すること。

②毎日行う通常清掃及び期日を定めて実施する定期清掃を組合せ、効果的及び効率的な清掃を行うとともに、ゴミの回収を徹底すること。

③レジオネラ菌等の発生を防止するため、徹底した衛生管理を行うこと。

(6) 備品等の維持、管理及び修理（大規模な購入及び修理は除く）

ア 市は現に所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。なお、新たに必要な備品の整備については、協議事項とする。

イ 指定管理者が施設で必要と認める備品等を購入及び設置、使用する場合は、あらかじめ市と協議の上、購入等を行うものとする。その場合、指定管理者が所有する備品等については、市が所有する備品等と明確に区分できるようにするものとする。

(7) 自主事業に関すること

ア 指定管理者は、指定管理業務の実施に支障の無い範囲及び条例の設置目的に反しない範囲で、指定管理者の責任と費用負担により自主事業を行うことができる。

イ 自主事業の実施においては市へ事業内容を提案し、市の承認を得て実施することができるものとする。

ウ レストランおよび売店業務は自主事業とする。自主事業を実施するかの判断は

指定管理者が行う。また、テナントとして他の事業者運営を委託することも可能とする。

エ 自主事業を実施したときは、その内容及び収支等について市に報告すること。

オ 自主事業の会計と指定管理業務に係る会計とを明確に区分すること。

カ 指定管理者が行う自主事業の性質が施設の目的外の利用となる場合は、市に対して別途行政財産の用途又は目的外の使用の許可を得ること。

(8) その他施設の管理に関すること

ア 市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

イ 消耗機材等の購入、施設管理に係る経費の支払いなどすべての事務を行うこと。

ウ 管理業務に関し、協定に基づく指定管理料以上の費用がかかった場合、市は費用の補填は行わない。

エ 駐車場においては、違法駐車・放置車両等がないように努めること。

(9) 施設の運営に関すること

毎年度終了後 60 日以内に、管理運営に関する実施状況及び利用状況等についての事業報告書を作成し、市に提出すること。

(10) その他

ア 指定管理者は、緊急・火災時に使用者の安全を確保できるよう指示、連絡システムを事前に定めておくこと。

イ 指定管理者は、施設の管理上、疑義があった場合は速やかに市担当に連絡の上対処すること。

ウ 指定管理者は、本業務の実施においては、由利本荘市地球温暖化防止実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減等に努めるものとする。

エ 最低月に一度、Facebook 等の SNS またはホームページの更新を行う事。また、開館時間の短縮や休館を行う場合、SNS または HP への掲載を必須とする。

8 経費等について

(1) 管理経費

ア 管理に係る経費は、市からの指定管理料、施設の利用料金及び指定管理者自ら企画する自主事業収入により賄うこととする。

イ 管理に要する市からの指定管理料は温泉施設及び共用部分に関する経費とし、食堂、売店に関する経費は、指定管理者の自主事業収入により賄うこととする。

ウ 自主事業に係る経費の取扱いについて、次の点に留意すること。

- ・自主事業の支出が同収入を上回った場合

当該差額に係る経費について指定管理料及び利用料金を自主事業等の他の業務の支出に充当することができないものとする。

- ・ 自主事業の収入が同支出を上回った場合

当該差額を他の業務の支出に充当することができるものとする。

- エ 管理経費として委託料を支払う場合は、基本的に半年毎に払う。ただし、市との協議によりこれを変更できる。

(2) 経理規定

- ア 市の経理規定に準じて、施設の維持管理業務及び運営業務に要する経費の支払い、公物の使用関係等について適正な事務処理にあたること。

- イ 経費及び収入等の事務処理に係る関連書類を適切に保管すること。

(3) 市の実施検査について

市長は、必要に応じてその管理の業務及び経理の状況等について調査を行う。

9 業務遂行時の注意点

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人又は団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- (2) 由利本荘市役所及び他の公の施設と連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に関する各種規定等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

10 物品の帰属

- (1) 指定管理者が管理する施設の物品は、市の所有とし、その使用及び保管は十分注意し、行うこと。
- (2) 市長は、指定管理者に対して委託代金により施設に係る物品を購入させることができる。この場合、その物品の所有は、由利本荘市に帰属する。
- (3) 指定管理者は、自ら購入又は搬入した物品を当該施設に設置する場合は、市と協議しなければならない。

11 業務報告

- (1) 市長は、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して、定期的に又は必要に応じて報告を求めることができる。
- (2) 市長は、管理の業務及び経理の報告内容に基づき、その業務内容に改善が必要であると認めたときは、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (3) 市長は、必要があると認めるときは、本業務の実施において使用されたエネルギー量等について、指定管理者に対して報告を求めることができる。

12 指定の取り消し

市長の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認めた場合は、市長は指定を取り消すことがある。

13 リスク分担

別添「主なリスクの負担区分」のとおりとする。

14 施設の将来指針

現状の施設を継続利用する方針である。

また、大規模修繕が必要になる場合については、施設の営業状況を鑑みた上で再度方針を検討する。

存続の場合、今回の指定管理期間の最終年度に施設の運営状況や利用状況を勘案し、次期仕様書に盛り込むこととする。

15 協議

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、指定管理者の業務内容及び処理等について疑義が生じた場合は、市長と協議し決定する。

16 その他

本仕様書に記載のない事項については、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」（由利本荘市ホームページに掲載）を参照の上、問い合わせすること。

別紙 個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、施設の管理業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、施設の管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消されたことにより、指定管理者でなくなった場合においても同様とする。

(使用者への通知)

第3条 指定管理者は、その使用する者に対し、施設の管理業務に従事する期間又は従事しないこととなった以後の期間（退職後も含む。）においても、施設の管理業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、施設の管理業務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 指定管理者は、施設の管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6条 指定管理者は、由利本荘市の指示又は承諾があるときを除き、施設の管理業務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 指定管理者は、由利本荘市の指示又は承諾があるときを除き、施設の管理業務を処理するために由利本荘市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 指定管理者は、施設の管理業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、由利本荘市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9条 指定管理者は、施設の管理業務を処理するために由利本荘市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等を、指定期間の満了後直ちに由利本荘市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、由利本荘市が別

に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10条 指定管理者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに由利本荘市に報告し由利本荘市の指示に従うものとする。指定期間が満了し、又は指定が取り消されたことにより、指定管理者でなくなった場合においても同様とする。

(情報公開請求に対する対応)

第11条 指定管理者は、施設の管理業務に関して、情報公開請求があつた場合は由利本荘市の指示に従って対応しなければならない。

主なリスクの負担区分

段階	リスクの種類	内 容	由利本荘市	指定管理者
共通	法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	第三者賠償	本業務を原因とする公害、生活環境の阻害等による場合		○
	物価	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利	金利の変動		○
	不可抗力	自然災害(地震・台風等)等による業務の変更、中止、延期 ※1	協議事項	
申請 段階	申請コスト	申請に要する費用の負担		○
	調査	事業の実現可能性等の調査		○
	資金調達	必要な資金確保		○
運営 段階	施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○
	運営費の増大	由利本荘市以外の要因による運営費の増大		○
	施設の損傷	施設、設備機器等の損傷 ※2	協議事項	
	修繕 ※2	小破修理(20万円未満)		○
		大規模修繕 ※3	○	
	管理上の瑕疵による 火災等事故	管理上の瑕疵による火災等事故		○
	債務不履行	施設設置者(由利本荘市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務 又は協定内容の不履行	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
	性能リスク	提供するサービスの要求仕様書不適合		○
	損害賠償	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故 及び臨時休業等に伴う利用団体等への損害 ※4		○
	運営リスク	施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故に よる臨時休館等に伴う運営リスク ※4		○

※1 自然災害(台風・地震等)への対応 ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じることがある。

・復旧可能な場合、その復旧に要する経費は由利本荘市と指定管理者が協議を行うこととする。

※2 施設・機器等の損傷リスクへの対応、管理上の瑕疵による損傷は指定管理者。

※3 大規模な修繕が必要な場合は由利本荘市と指定管理者が協議を行うこととする。

※4 施設、機器の不備についてのリスクは由利本荘市と指定管理者が協議を行うこととする。

施設使用料(条例第9条、第15条関係)

区分		使用料	摘要
入浴料	一般(中学生以上)	1人1日 700円	・利用時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする。
	小学生	1人1日 420円	
	小学生未満の幼児	無料	
大広間	一般(中学生以上)	1人 210円	・入湯料は別に徴収する。 ・使用時間は、午前8時30分から午後4時までとする。
	小学生	1人 100円	
	小学生未満の幼児	無料	
	貸切り使用	1室 10,480円	・入湯料は使用人数により別に徴収する。 ・使用時間は、午後4時30分から午後8時30分までとする。
個室	午前8時30分から午後4時まで	1室 3,140円	・入湯料は使用人数により別に徴収する。 ・使用時間は、午前8時30分から午後8時30分までとする。 ・午後4時まで使用した者が、午後4時以降に延長して使用する場合は、延長した時間の1時間につき790円の使用料を徴収する。 ・1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
	午後4時30分から午後8時30分まで	1室 3,140円	
食事	1品	実費に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を勘案して市長が定める額	

ゆりの里交流センター 施設等管理業務一覧

項目	詳細項目	点検・実施頻度	備考
消防用設備保守点検業務	・消防用設備保守点検業務(詳細は別紙1) 点検結果は、消防法の規定により定められた書式に基づき点検結果報告書を作成し、管轄消防署等への届出・報告を実施	・外観、機能点検(6ヶ月に1回) ・総合点検(年1回)	消防法 第17条の3の3
浴槽水水質分析業務	・厚生労働省「公衆浴場における水質基準等に関する指針」項目による色度、濁度、水素イオン濃度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、レジオネラ菌の検体検査	年2回	公衆浴場法 第3条第2項
自家用電気工作物 保安管理業務	・電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理(詳細は別紙2) 【需要設備】 設備容量…100KvA、受電電圧…6,600V、 最大電力…75Kw	・月次点検(年6回、 2ヶ月に1回) ・年次点検(年1回)	電気事業法 第39条ほか
温水ボイラー保守点検業務	真空式温水機(BO-1、BO-2)計2台 (詳細は別紙3)	年1回	
ガスヒートポンプエアコン類 保守点検業務	ガスヒートポンプエアコン…室外機2台、室内機23台 (詳細は別紙3)	年1回	
浴室暖房用外調機フィルター 洗浄業務	外調機2台 (詳細は別紙3)	年1回	
貯湯槽・濾過装置 保守点検業務	(詳細は別紙3)	年1回	
自動制御機器類 保守点検業務	(詳細は別紙3)	年1回	
給湯循環配管消毒 洗浄業務	給湯循環配管の薬品による消毒洗浄作業	年2回	
灯油地下タンク 漏洩検査業務	加圧法による漏洩検査 ・灯油地下タンク:3,000ℓ、サービスタンク1ヶ所:115ℓ ・検査箇所:タンク、注入管、吸引管、通気管、戻り管	年1回	消防法 第14条の3の2 ほか

ゆりの里交流センター 消防用設備保守点検業務

◎消火器

- ・モリタ 23-404 1 1 本
- ・モリタ宮田26-26 1 本

◎屋内消火栓 2 台

◎自動火災報知器

- ・受信機 1 台 (P型 1 級 9/10回線)

◎感知器個数

- ・差動式 5 3 個
- ・定温式 2 1 個
- ・光電式 6 個

◎発信機 1 台

◎ベル 0 台

◎非常放送 (自動火災報知器連動、回線数7/10)

◎誘導灯

- ・避難口 C 級 7 台
- ・廊下通路 C 級 1 台
- ・室内通路 C 級 2 台

◎非常電源

- ・屋外キュービクル 有り

ゆりの里交流センター 自家用電気工作物 点検、測定及び試験の基準等

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検
引込設備	区分開閉器、 引込線、 支持物 及び ケーブル等	外観点検	○	○
		自己診断機能作動、ガス圧低下警報作動等確認	—	—
		絶縁抵抗測定（SOG制御回路含む）		○
		接地抵抗測定		○
		区分開閉器動作試験		○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○※4
受配電・変電設備	断路器	外観点検	○	○
		刃部、電線接続部の温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○
		本体、ヒューズ、電線接続部の温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		保護継電器連動試験		○
	高圧カットアウト	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
	保護継電器	外観点検	○	○
		動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○※4
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○
		温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
	母線	外観点検	○	○
		温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	—	—
		温度測定	—	—
	変圧器	外観点検	○	○
		電圧及び2次電流測定	○	
		温度測定（本体）	○	
		温度測定（1次2次接続部）		○※1 ※3
		B種接地線 漏洩電流測定	○※2	
	コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	○
		温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
	受電盤 及び配電盤	外観点検	○	○
		温度測定		○※1 ※3
		絶縁抵抗測定		○
	受電室建物及びキュービクル式 受変電設備の外箱	外観点検	○	○
	接地線及び接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
負荷設備	配線、 配線器具、 低圧機器等	外観点検	○	○
		漏洩電流測定	○	
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
非常用予備発電装置	原動機、 発電機、 始動装置等	外観点検	—	—
		絶縁抵抗測定	—	—
		接地抵抗測定	—	—
		保護継電器動作特性試験	—	—
		遮断器等連動試験	—	—
		自動始動及び停止試験	—	—
		運転中の発電電圧及び周波数(回転数)の異常の有無	—	—
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	—	—
		蓄電池電圧測定	—	—
		セルの電圧測定	—	—
		電解液の比重及び温度測定	—	—

※1 温度の測定は放射温度計により非接触で行います。

※2 メーカー点検を標準とします。

※3 無停電年次点検。

※4 必要の都度実施。

ゆりの里交流センター 温水ボイラー等点検業務

◎温水ボイラー保守点検業務

- 真空式温水機（ＢＯ－１、ＢＯ－２）
- ・煙突、バップルプレート清掃、点検
 - ・燃焼室清掃、点検
 - ・バーナー構成部品分解清掃、点検
 - ・抽気テスト
 - ・試運転、燃焼測定

◎浴室暖房用外調機フィルター洗浄業務

- 男女暖房用外調機フィルター洗浄（エアフィルター P-LJ61061065）

◎ガスヒートポンプエアコン類保守点検業務

室外機	室内機
機種名：U-GWZ560S1DR 製造No.：EHL4HD00338	S/SGP-SH36…9台、S/SGP-SSH36…1台、S/SGP-BDH56…1台、 S/SGP-SSH56…1台
機種名：U-GWZ560S1DR 製造No.：EHL4HD00348	S/SGP-SH71…1台、S/SGP-BDH45…1台、S/SGP-BUH28…5台、 S/SGP-BUH36…1台、S/SGP-BDH71…2台、S/SGP-SSH45…1台

【定期点検】

- ・エンジンの起動性確認
- ・異常振動、騒音の確認
- ・ハーネス取付、亀裂、硬化状態の確認
- ・エンジンオイルの点検（量・状態）、補充
- ・エンジンオイルの外部漏れ確認
- ・冷却水レベルの点検、補充
- ・冷却水の外部漏れ確認
- ・燃料ガス漏れ確認
- ・冷媒ガス漏れ確認
- ・ミキサー洗浄
- ・ドレンフィルター充填石洗浄、補充
- ・外観、設置、室外ファンの状態の確認
- ・端子板の緩み、増締め確認
- ・絶縁抵抗の確認
- ・駆動用ベルトの状態確認
- ・排気ドレン水の排水状態確認
- ・バルブクリアランス調整

【定期交換部品】

- ・エンジンオイル交換
- ・オイルフィルター交換
- ・点火プラグ交換
- ・エアクリーナーエレメント交換、清掃
- ・コンプレッサー駆動用ベルト交換
- ・ブローバイフィルター交換
- ・発電機駆動用ベルト交換
- ・オイル吸着マット交換

【運転データ作成】

- ・室内、室外ユニット運転データの作成、提出

◎貯湯槽・濾過装置保守点検業務

【循環濾過装置】

○大浴槽系統（SKY-1204-AT）

○ジェット浴槽系統（SKY-1208-AT）

- ・ 炉筒内、濾材（樹脂式）の洗浄作業
- ・ 濾過装置本体、濾過循環ポンプ、除塵機、除毛器、配管廻り、薬注装置の点検
- ・ 電源電圧測定
- ・ 濾過循環ポンプ運転電流値、絶縁抵抗値測定

◎自動制御機器類保守点検業務

○熱源廻り制御機器点検

- ・ 排煙濃度計、投光器、受光器
- ・ 感震器
- ・ ウイークリータイマー
- ・ 油面指示計

○ガス漏れ廻り制御機器点検

- ・ ガス漏れ警報器
- ・ ガスコントローラー
- ・ 感震器
- ・ ガス遮断弁

○外調機廻り制御機器点検

- ・ 温度検出器
- ・ デジタル設定器
- ・ 電動3方弁
- ・ ダンパー操作部
- ・ 温度調節器

○貯湯槽廻り制御機器点検

- ・ 電極
- ・ 電動ボール弁
- ・ 温度調節器

ゆりの里交流センター清掃作業基準表

棟 別		休憩施設棟																温泉施設棟										
番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
室 名	風除室	玄関	下足室	受付	ラウンジ	廊下	通用口	事務室	給湯室	大広間・板の間	和室	収納	倉庫	男子トイレ	女子トイレ	多目的トイレ	ボンベスペース	廊下	踏込	脱衣室	トイレ（男女）	収納	前室	浴室	浴槽	サウナ	機械室	
	仕上区分	磁器質タイル	磁器質タイル	フローリング	フローリング	タイルカーペット	タイルカーペット	磁器質タイル	フローリング	ビニールシート	たたみ・フローリング	たたみ	ラワン合板	フローリング	ビニールシート	ビニールシート	ビニールシート		タイルカーペット	タイルカーペット	籐タイル	ビニールシート	ラワン合板	すのこ板張り	磁器質タイル	モザイクタイル		コンクリート
清掃方法																												
日常清掃	掃き掃除	日	日	日	日			随	日	随			随	日	日	日	日	日				日	随					日
	モップによる水拭き			随						随					日	日	日	日				日						
	雑巾掛け										随	随			随	随	随					随					日	
	真空掃除					日	日				随	随							日	日	日			日				
	ゴミ回収	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随		随	随	随	随	随	随	随	随	随		随				
	窓拭き	随	随	随		随		随	随	随	随	随		随	随	随	随		随		随				随			随
	トイレトーパー、 洗浄液の補充														随	随	随					随						
	照明器具清掃	随	随	随	随	3/年	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随	随
	ブラシ清掃																								日	随		

※随～随時清掃、日～1日1回清掃、週～1週間1回清掃